介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章　（略）	第一章～第三章　（略）
第四章　介護支援専門員並びに事業者及び施設	第四章　介護支援専門員並びに事業者及び施設
第一節～第四節　（略）	第一節～第四節　（略）
第五節　介護保険施設（第百三十四条―第百四十条の二の四）	第五節　介護保険施設（第百三十四条―第百四十条の二）
第六節～第十節　（略）	第六節～第十節　（略）
第五章　地域支援事業等（第百四十条の六十二の三―第百四十条の七十二の四）	第五章　地域支援事業等（第百四十条の六十二の三―第百四十条の七十二の三）
第五章の二　介護保険事業計画（第百四十条の七十二の五・第百四十条の七十二の六）	
第六章～第十章　（略）	第六章～第十章　（略）
附則	附則
（法第八条第六項の厚生労働省令で定める者）	（法第八条第六項の厚生労働省令で定める者）
第九条　法第八条第六項の厚生労働省令で定める者は、歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師及び管理栄養士とする。	**第九条**　法第八条第六項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
（削る）	一　病院、診療所又は薬局の歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。）及び管理栄養士
（削る）	二　病院、診療所又は訪問看護ステーション（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーション及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第六十三条第一項第一号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）の保健師、看護師及び准看護師
（法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導）	（法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導）
第九条の二　（略）	**第九条の二**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち歯科衛生士、保健師、看護師及び准看護師により行われるものは、居宅要介護者の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。	3　法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち歯科衛生士により行われるものは、居宅要介護者の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。
4　（略）	4　（略）
（削る）	5　保健師、看護師又は准看護師（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。）により行われる居宅療養管理指導は、居宅要介護者の居宅において、実施される療養上の相談及び支援とする。